

令和7年1月17日（金曜）

議 事 日 程 第2号

令和7年1月17日（金曜）午前10時開議

第 1 議第 1号 熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の
制定について

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 本日の議事に入るに先立ちまして申し上げます。

本日、1月17日は阪神淡路大震災の発生から30年となります。亡くなられた方々に対し哀悼の意を表するため、黙禱を捧げたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○寺本義勝議長 黙禱。

〔黙禱〕

○寺本義勝議長 黙禱を終わります。

御着席願います。

〔全員着席〕

○寺本義勝議長 この際、本職より傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表名し、または騒ぎ立てることを禁止されておりますので、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

3日前の開会日にも発生しましたが、拍手、発言、応援等は一切できないようになっておりますので、再三の本職からの注意に従っていただけない場合は退席を願いますので、どうぞ御理解、御了承のほどよろしく申し上げます。

○寺本義勝議長 次に、日程第1 議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」を議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 総務委員会に付託を受けました議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」の審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

本案については種々論議があり、一つ、庁舎建て替えの議論については、議会としても、災害から市民の生命、財産を守ることが最優先であるという判断を、責任を持って行ったという点を今回の請求者等の方々に理解を求めたい。また、これまでの事

業プロセスについて、市民の納得が得られていないことに対し、今後、基本計画等を策定していく各段階において、より丁寧に市民の意見を聴取し、合意形成を図るよう求めたい。

一つ、住民投票は、間接民主主義を補完するものであるが、投票の事前活動などにより市民間のあつれきを生むことを危惧するとともに、その実施に係る従事者数や経費が莫大であることなども留意すべきである。

一つ、憲法及び現行法と住民投票の抱える現実的問題との整理がつかない状況において、民意を確認する方法として住民投票を用いてよいのか危惧する。

一つ、今年の第3回定例会において、議会として新庁舎整備の設計関連予算の議決を行ったことを踏まえると、今般の住民投票が実施されれば、これまでの議論や手続に要した時間を無為に費やすことにならないか懸念する。

一つ、住民投票には2億4,000万円の費用が必要である。その財源も本市の独自予算であるため、その費用対効果も今回の条例制定の賛否の判断材料となると考える。

一つ、今回の住民投票条例制定の請求に至った一因として、市の説明責任が十分に果たされておらず、市民に必要な情報が届いていない点があると考えられる。今後はこれまでの説明方法を見直し、より簡単で分かりやすく、短時間でも理解できるような内容となるよう、十分工夫した取組を求めたい。

一つ、庁舎整備問題に対する議会の対応としては、これまでも学識者への専門的な見解聴取や市民への独自アンケートの実施、あるいは日頃から市民への説明、意見聴取に努めるなど、様々な取組を行ってきたところである。執行部においても、さらなる総事業費の抑制に努めるとともに、事業進捗の節目ごとにあらゆる機会を捉えて、市民との合意形成に向け最大限の努力を求めたい。また、市民への説明不足の感が否めないため、市政だよりを活用し、庁舎整備の特集号を発行するなど、周知広報に工夫を求めたい。

一つ、今回の2万人近くの市民の署名は重く受け止めているが、財政的に非常に有利な起債である合併推進債の活用機会を逃すリスクを考慮すると、この時期に住民投票を実施する大義は見いだせない。

一つ、条例案に付された市長の意見について、市長の強い意志を評価する。市民に対しては、今年の第3回定例会における関連予算に対し、議会としても慎重な審議の末に議決したことに対する理解を求めたい。

一つ、庁舎建設に係る建設費は、各都市によって様々な条件の相違点が背景にあることから、誤解を招かないよう、今後はこれまで周知が届かなかった市民まで情報が行き届くよう、違った視点での周知方法を工夫するとともに、今回市民から寄せられた陳情書等の内容を精査し、今後の説明手法の参考としてもらいたい旨、意見、要望が述べられました。

このほか、委員外の議員から発言の申出があったため、委員会の決定によりこれを許可したところ、情報発信の具体的数字や耐震性能分科会の非公開の件ほか内部通報

の件と財政の動向についての意見を付された上で、署名された2万人近くの市民の声に答えるため、本来は市長が聴取すべきであった市民の声について、議会の決定により直接聞くための住民投票を実施すべきである旨、意見が述べられました。

かくして議第1号について採決しました結果、賛成者もなく、否決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 総務委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

井芹栄次議員ほか2名より質疑の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。

井芹栄次議員。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 日本共産党市議団の井芹栄次です。

総務委員長報告に関連して、熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について質疑を行います。

多くの市民が住民投票を望み、短期間で2万人近い署名が集まりました。この署名は、政令市になって初めての直接請求になります。当初は市民への情報提供が少なく、なかなか賛同が広がらなくて、大変な苦労の中での取組のことでしたが、きちんと問題点を訴えていったら、砂地に水がしみ込むように、署名に協力したいとどんどん広がっていきました。

署名集めの苦労は、本会議で陳情された5人の請求代表者や委員会陳情15人からも発言されました。その中で、署名に寄せられた多くの市民の声が紹介されました。条例制定を進める会のニシカワフミタケ代表は、署名で集まった約2万筆の市民の意見の重みを大西市長は分かっていないのではないかと、市長の意見に怒りを込めて発言されております。

そこで、以下3点にわたってお尋ねいたします。

まず第1に、本会議での意見陳述があり、総務委員会でも陳情趣旨説明がなされました。これら市民の代表としての意見を市長はどのように受け止められましたか。

第2には、意見陳述の共通した意見は、市民は市庁舎建て替えの賛否について表明する機会がなかったということでした。この6年間、市長は市民に対して市庁舎建て替えの賛否を表明する機会をなぜ持たなかったのですか。

第3に、市民の意見陳述では、市庁舎より先にもっとやってほしいことがあると述べられ、1,000億円もかかるかと思われる市庁舎建設が市民生活へ影響するのではないかと懸念されておりました。子育て世帯への支援として要望が強い給食費の無償化と体育館のエアコン設置、老朽化した公共施設をきちんと修繕してほしいなど、意見陳述で述べられた多くの市民の願いにこそ答えることが必要だと思っております。市庁舎建て替えよりもっと優先してやることはたくさんあるとの意見をどう受け止めていますか。

以上、市長に答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現庁舎の建て替えにつきましては、これまで「市長とドンドン語ろう!」、市民アンケート、市民説明会、動画配信、市ホームページへの資料公開、市政だよりへの記事掲載など、様々な手法を用いて市民の皆様への情報提供及び意見聴取を行ってきたと考えております。その上で、庁舎建て替えにつきましては、市民の皆様からいただいた御意見を反映しながら、市民の皆様のご代表である市議会において、6年以上にわたり御審議いただいてまいりました。しかしながら、意見陳述いただいた内容からは、これまで本市が行ってきた情報提供や意見聴取等では納得されていないと推察されました。

今後も市民の皆様により市庁舎整備の必要性を御理解いただけるよう、シンポジウムやワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて、情報提供及び意見聴取に努めてまいりたいと考えております。

次に、条例案に対する意見でも申し上げましたとおり、現庁舎の建て替えは重要な施策であり、その実施については、災害リスク、事業費、長期的な視点での本市の財政負担、まちづくり等の様々な情報からなる複雑多岐にわたる論点を踏まえて、総合的に判断されるべきであります。そして、その判断を行うのは、市民の皆様のご代表であり重要な意思決定に関する事件を議決する役割を担っておられる市議会であると考えております。

このようなことから、これまで実施した市民アンケート等において、単に市庁舎建設の賛否を問うことはありませんでしたが、議会制民主主義の原則に基づき、市民の皆様への適切な情報の提供や丁寧な説明を行い、広く御意見を伺いながら検討を進め、議会での御審議、御議論いただき、令和6年第3回定例会において設計関連予算を議決いただいたものであり、意思決定に係る適切なプロセスを踏んでいると認識しております。

次に、こども施策や渋滞解消など、新庁舎整備以外の本市の重要課題についても、並行して進めていかなければなりません。防災拠点施設として安全かつ継続的に機能する本庁舎を整備することも行政の責務であると考えております。

新庁舎整備に当たっては、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供できる庁舎を目指すとともに、市民の皆様が親しまれ、様々な世代の方が気軽に集うことができるにぎわいと憩いの場所になるよう、検討を進めてまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 市民への賛否はこれまで問うことがなかったとの答弁でした。結局、議会に説明したからそれでいいではないかと言っているに過ぎません。再度言います。大西市長、あなたは市民の1票で選ばれた市民のご代表であり、主権者である市民に向き合うべきです。

ところが、市長は市民に一度も正面から向き合っていません。この問題では、市民からたくさん意見が寄せられています。条例案を否決することがあれば、議会と市民は乖離し、自治を否定するだけでなく、自滅の道を進むことになり、信頼される議会からは程遠いものになる。6年以上熟議したというなら、自信を持って堂々と住民投票を行うべき。賛成多数の結果を得て、粛々と新庁舎建設を進めればよい。住民投票しなければ、いつまでも反対の声がくすぶるだろうと意見が寄せられています。

ほかにも多くの投書がありますが、そのほとんどが建て替えの賛否を聞いてほしいというものです。住民投票条例することなしには市民の意見は反映できず、くすぶり続けるであろうことを申し添えます。

次に、市民要求を優先するという問題では、並行して進めると回答でしたが、現状は全く実態と違うと思います。市民要求の中で、特に子育ての遅れを何とかしてほしいとの声がたくさんあります。市長は新聞の昨年末インタビューの中で、1年の振り返りで一番の成果は子育て世帯への支援の充実と述べられていました。私は耳を疑いました。というより、開いた口が塞がりませんでした。

特に医療費助成の18歳までの拡大を自慢されていますが、今まで自己負担があったのは宇城市と熊本市だけでありました。しかし、宇城市は、来年度から自己負担をなくし、残ったのは熊本市だけになり、県下で一番遅れていることになります。ついでに言うなら、宇城市は給食費の無償化も実現しています。

そのほかにも、事故が多い市電の安全のための投資、老朽化した施設の長寿命化対策促進など、急いで手をつけなければならない課題は盛りたくさんです。防災の拠点も市役所建て替えの理由にしていますが、防災の基本は分散型の整備であります。政令市中ワーストの5,000億円近い借金財政が拡大し、子や孫の代まで借金の返済になるのではないのでしょうか。後は野となれ山となれではないのかと、市民の不安は拭えません。これらの市民の不安に市長は全く答えていません。

そこで、市長に再度お尋ねします。

市民意見の受け止めについては、これまで本市が行ってきた情報提供や意見聴取等では納得されていないと推察されたとの答弁でした。市民が納得していないのに、このまま市民の意見を聞かずに強行するのですか。

地方自治体は、国と違って市長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度を取っています。いわゆる二元代表制です。つまり、市長は市民の1票で選ばれる市民の代表です。大西市長は事あるごとに議会に説明したと言いますが、市長が正面から向き合わなければならないのは市民ではありませんか。いかがですか。答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、意見陳述いただいた内容から、これまで本市が行ってきた情報提供、それから意見聴取等では納得されていない方々がいらっしゃるということを推察したということでございます。

ただ、今までもこの議場において様々な市民の皆様方の御意見、あるいは先ほど申し上げたようなアンケート調査、それからいろいろな「市長とドンドン語ろう！」や対話の場面でも、いろいろなお話を伺ってきました。

当然、一定程度納得される方、納得されない方、それぞれいらっしゃるというふうに思いますけれども、そういう中で、議会でも慎重に御審議いただいて、これまで予算の議決、それからこうした形でのこの住民投票条例についても、委員会で御審議を丁寧に行っていたというふうに考えております。

今申し上げたように、やはり市民の皆様のご代表であるこの重要な意思決定に関する事件を議決する役割を担っておられるこの市議会での判断を行うというのが適切であるというふうに考えているところでございます。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 これまで情報提供をいろいろやってきたと言われておりますが、「市長とドンドン語ろう！」では、一方的に市長がどンドン語り、参加者の発言は1分以内にまとめてくださいと規制され、説明会は参加者も回数も少なく、私どもは小学校単位の説明会を開催を求めましたが、これも拒否され、とても市民の意見を聞いたとは言えない状況で、市民が納得のいく説明には全くなっていません。短期間に2万人もの署名が集まったということは、理解も納得もしていないという市民の意思表示であり、きちんと受け止めるべきであります。

結局、市民の声に耳を傾けず、住民投票を否定し、建て替えありきの市長の姿勢が浮き彫りになりました。市民は絶対に納得できないでしょう。

私の質疑は以上で終わります。御静聴ありがとうございました。

○寺本義勝議長 上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

総務委員長報告に関連いたしまして、熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について質疑いたします。

総務委員会でオブザーバー発言もさせていただきましたので、それを踏まえてお尋ねしてまいります。

まず、耐震性能の問題で、1、耐震性能が不足しているという結論を出した有識者会議、耐震性能分科会は、地下連続壁の構造評価を行ったのでしょうか。行っていれば、どこがどういう手法で行ったのか御説明ください。

2、耐震性能分科会だけを非公開とした理由は何でしょうか。非公開にすれば市民の疑問がますます深まると思われませんでしたか。

次に、財政について、1、先日の総務委員会では、過去にアルファという事業費の提案があったかという質問に、熊本地震による財政影響を試算したときに、アルファ、ベータで示したとの答弁がありました。そこで伺いますが、1つの事業でプラスアルファをつけた事業費の提示を行ったものがありますか。

2、今後10年間の市庁舎整備費の年次別予定額をお示してください。

3、竣工時に支払う事業費が合併推進債の活用によって軽減されますか。

4、市庁舎整備に係る交付税措置額の年次別推移をお示してください。

5、直近の2024年3月公表分の中期財政見通しにおける2023年を起点としたその先5年間の扶助費額並びに投資的経費の年次別推移を御説明ください。

6、総務委員会では、庁舎建設費の他都市比較が話題となっていました。そこで、事業費が各都市の予算規模の中でどんな負担になるのか、陳情書に例示されていた政令市について2024年度当初予算の一般会計ベースで比較しますと、岡山市は予算3,856億円に対し庁舎整備318億円で8.2%、千葉市が予算5,094億円に対し庁舎が310億円で6.1%、川崎市は予算8,712億円に対し庁舎が470億円で5.4%、一方、熊本市は、予算4,014億円に対し庁舎616億円プラスアルファで15.3%プラスアルファとなり、庁舎建設による財政的な負担は他都市の2倍から3倍となります。財政規模からして大きく重い庁舎整備費の負担を市民にどのように説明されますか。

続きまして、市民の意見の反映について、1、総務委員会では、市民アンケートへの回答1,702件のうち、建て替え不要が384件という数字を紹介されました。しかし、このアンケートでは、建て替えに肯定的な意見が504件に対し、不要と慎重な検討、丁寧な説明を求めるといった意見の合計が465件ありました。その他の733件は建設や規模、その他となっていました。肯定的意見と否定的あるいは慎重な対応をを求める意見は拮抗していると言えるのではないのでしょうか。

2、市長は、市民が住民投票を求める直接請求に取り組んだのはなぜだと思われませんか。

以上、登壇の関係で一括して市長並びに関係局長にお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 私からは、地中連続壁の構造評価と市庁舎整備費の年次別推移並びに合併推進債による事業費の軽減に関する3点の御質問についてお答えいたします。

まず1点目の議員お尋ねいただきました地中連続壁の構造評価でございますが、これは令和2年度に調査受託者が実施いたしました地震時における地中連続壁の低減効果の解析過程とその結果のことと解した上でお答えいたします。

耐震性能分科会におきましては、その再解析等を行っていないものの、現地調査や解析方法などについて、現在社会的にコンセンサスが得られている調査、設計方法に沿って調査が行われているかどうかという視点で、適切に検証されているところでございます。

次に、今後10年間の庁舎整備費の年次別予定額についてお答えいたします。

昨年8月の基本構想策定時におきます新庁舎整備の概算事業費約616億円の年次別予定額、以下、順次申し上げます。令和7年度が約15億円、令和8年度が約75億円、令和9年度が約10億円、令和10年度が約121億円、令和11年度が約121億円、令和12年度が約114億円、令和13年度が約74億円、令和14年度が約49億円、令和15年度が約37

億円でございます。

最後に、合併推進債活用による事業費の軽減についてお答えいたします。

事業費の工事請負事業者への支払い額は、契約額に基づき支払いますことから、当然ながら充当する財源により変わるものではございませんが、財源として地方債を充当する分につきましては、金融機関等から資金を借入れ、後年度に返済することとなります。この場合、地方債として合併推進債を活用いたしますと、返済時に返済額の4割相当額が地方交付税で措置されますことから、本市の実質的な財政負担が軽減されます。

概算事業費約616億円に対する本市の実質的な財政負担につきまして、合併推進債を活用する場合は約255億円、合併推進債を活用しない場合は約443億円と試算しております。その差は約188億円でございます。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 私からは、財政関係についての3点のお尋ねについて、順次お答えいたします。

まず1点目のプラスアルファにつきまして、これまでプラスアルファを付した事業費を予算案として提示したことはないものと承知しております。

熊本市新庁舎整備に関する基本構想のほか、平成28年熊本地震に伴う財政影響試算におきまして、プラスアルファという表記を行っております。

今後、新庁舎整備に係る面積の精査や建設資材及び労務単価の高騰などにより、見直し、再算定が必要となることも想定されますことから、概算事業費をより実情に即した表現となるよう、プラスアルファとの表記を行ったものであります。

次に、庁舎整備に係る交付税措置額の年次別推移につきまして、ただいま政策局長が答弁いたしました概算事業費616億円の場合で機械的に試算を行った場合、今後の交付税の年次割り見込額は、それぞれ令和8年度500万円、令和9年度3,300万円、令和10年度5,500万円、令和11年度1億8,900万円、令和12年度3億2,600万円、令和13年度5億900万円、令和14年度8億円、令和15年度10億6,800万円、令和16年度12億7,700万円程度でございます。ただし、各年度の予算編成や事業進捗等により変動するものと考えております。

最後に、財政の中期見通しにおける5年間の扶助費並びに投資的経費の年次別推移につきまして、令和6年3月に公表いたしました中期財政見通しにおける扶助費につきましては、令和6年度1,214億円、令和7年度1,183億円、令和8年度1,201億円、令和9年度1,219億円、令和10年度1,238億円でございます。

また、投資的経費につきましては、令和6年度472億円、令和7年度562億円、令和8年度469億円、令和9年度454億円、令和10年度523億円でございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 残る質問につきまして、私の方から答弁させていただきます。

まず、耐震性能分科会については、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会

議運営要綱の規定及び熊本市情報公開条例に基づき、有識者会議において非公開とされたものでございます。

具体的には、会議を公開することで審議途上の各委員の発言が最終的な結論であるかのような誤解を与えたり、発言の一部を捉えた批判を受けたりするなど、委員の自由闊達な議論が阻害される可能性があるという理由により、非公開が決定されたものと承知しております。

なお、分科会の審議につきましては、検証過程も含め、その内容が分かるものとして、全ての会議資料、議事要旨を含む報告書を適切に公開されております。

次に、庁舎整備費に関する市民への説明についてお答えいたします。

庁舎整備に係る事業費については、本市のみが土地取得費を計上していることや解体費の有無など、積算項目が異なりますため、単純に他都市と比較することはできないと考えております。

本市の場合、庁舎整備に係る概算事業費は、建設費に加え土地取得費や現庁舎の解体費等を含め約616億円と試算しておりますが、合併推進債等を活用することにより、実質的な財政負担額は約255億円と見込んでおります。

今後も基本計画、基本設計、実施設計の各段階において、その時点での実勢を踏まえた金額をお示しし、併せて、その金額を反映した財政の中期見通しや各種財政指標の公表等を行うことで、議会や市民の皆様により正確な情報を御理解いただけるよう努めてまいります。

次に、市民アンケートについてお答えいたします。

市民アンケートの自由記述の分析において、慎重な検討、丁寧な説明を求める御意見81件のうち72件は建て替えへの賛否はなく、単に慎重な検討、丁寧な説明を求める御意見でございました。

なお、市民アンケート報告書でお示ししておりますとおり、建て替えについて肯定的な御意見504件と建て替えを前提とした御意見353件の合計は857件であり、建て替え不要または慎重に検討すべきとする御意見の合計465件とは拮抗していないと認識しております。

最後に、市民が住民投票を求める直接請求に取り組んだ理由についてお答えします。

現庁舎の建て替えについては、先ほども答弁いたしましたとおり、これまで「市長とドンドン語ろう!」、市民アンケート、市民説明会、動画配信、市ホームページへの資料公開、市政だよりへの記事掲載など、様々な手法を用いて市民の皆様への情報提供及び意見聴取を行ってきたと考えております。

その上で、庁舎建て替えについては、市民の皆様からいただいた御意見を反映しながら、市民の皆様のご代表である市議会において6年以上にわたり御審議いただいております。

しかしながら、今回の条例制定請求の要旨では、市民の理解は得られていない、市民の声が聞かれずプロセスを踏まらずに進められているといった記載があることから、

これまで本市が行ってきた情報提供や意見聴取等では納得されていない市民の方が一定数いらっしゃるかと推察しております。

今後も市民の皆様により市庁舎整備の必要性を御理解いただけるよう、シンポジウムやワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて情報提供及び意見聴取に努めてまいります。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 なる御答弁いただきましたが、耐震性能の検証につきましては、検証したと言いながら、地中連続壁の耐震強化については、していないという答弁でした。非公開の耐震性能分科会が耐震評価を行った設計会社の言い分を聞いて追認しているだけです。情報公開についても、適切に公開しているとは言えない。なぜなら、これは裁判にもなっていることなんです。しかも、非公開が、誰もが納得できるようなまともな検証が行われたのか全く不透明にしている、この点も重大な問題だと思います。

財政の面では、答弁されましたように、整備事業を行って事業費を払うときに、地方交付税は1円だって入りません。要するに、合併特例推進債は借金であり、補助金ではありません。しかも、計算上入ってくる交付税は、10年以上先に10億円以上が入ってくるようになりますが、10年後の令和10年度で12.8億円、その後、計算上のものがどうなっていくのか、確約と言えるのか、大変疑問です。

総務省のホームページでは、全ての地方団体が一定水準の行政サービスを提供するための財源保障の見地で配分される地方税的性格のものが地方交付税と説明されておりまして、事業費に補填される補助金ではありません。その金額は国への地方財政計画により決まっております、自治体が投資的経費を大幅に増やしたからといって、青天井に交付されるものではありません。指定都市市長会・議長会が毎年行う国への財源要望でも、地方税源の一つとして地方交付税の拡充を毎年毎年要望していることが、その証明ではないでしょうか。

政令市の人口比較で、73万人の熊本市が静岡市、岡山市、相模原市に次いで少ない方から4番目に位置し、それに比例し、一般会計の規模も小さい方です。条件が違うから庁舎整備の財政的な負担は比較できないと答弁されましたが、それこそ説明不足ではないでしょうか。616億円プラスアルファ、どうかすれば1,000億円にもなるかという大事業をしようというのに、市民へのまともな説明をしていないのは大問題です。6年間の熟議と言うならば、具体的な数字を示して市民が納得できる説明をすべきであったと思います。今頃になって比較できないという答弁をするのであれば、それは熟議になっていないということをご自身で認めるものです。

市民の声でも、肯定的な意見と建て替えを前提とした意見を合わせて857件あるから、不要と慎重の465件とは拮抗していないと答弁されました。しかし、それを言うならば、建て替えの可否を聞く設問が必要だったのではありませんか。市民アンケートには、建て替えが要らない、慎重な検討、丁寧な説明を求めるといったことが聞かれ

ていないために、これらの意見は本庁舎の在り方に関する自由意見の欄に書き込まれたものです。市長が市民への建て替えの是非を聞かないから、市民も必死になって自分の意見を表明しようとしたことの結果ではないでしょうか。建て替え前提の設問を並べてアンケートを行ったこと自体が、市民の意思を尊重しない、市民の声を聞く耳を持たない、アンフェアなやり方です。

最後のなぜ市民が直接請求に取り組んだかの質問に対しましては、全く回答がなかったと思います。市民の思いを受け止めようとしない、理解しようとしない、それこそが市長自身の一番の問題です。熟議を尽くしていれば、市民は納得して住民投票などは求めないはずです。市長の言う熟議がいかにてたらめなものか、市長こそ6年間を振り返ってほしいと思います。

そこで市長に伺います。一連の答弁から見えてくるのは、何が何でも庁舎建設を進めるのだという市長の考えの押しつけだけです。そんなに建て替えが重要と思うのなら、正々堂々と住民投票をやってみてはどうですか。それで多数の市民が賛成の意思を表示すれば、誰に気兼ねすることもなく庁舎建設を進めることができます。なぜそれをしないで住民投票に反対するのですか。

市民の声を聞いてほしいというのが今回の住民投票の趣旨です。市長は、市政史上最大の箱物建設となる庁舎建て替えに市民の意見は聞かないというお考えなのでしょうか。答弁をお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほどからるる答弁させていただいておるとおりでございますが、私もこれまで「市長とドンドン語ろう!」、それから市民アンケート、市民説明会、様々な場面で御意見も伺ってきました。また、その中では、かなり厳しく反対の声もいただいてきましたし、また、執行部が行った市民説明会においても、2時間、3時間と時間を延長して、十分皆さん方の声を受け止めさせていただいております。できるだけ御理解いただけるように、疑問等についても丁寧に説明させていただいてきたところでございますし、そしてまた、その中でも、皆さん方の意見を少しでも入れながら反映させていこうと、事務方も含めてみんなで努力してきたところでございます。

そうしたことについては、市議会の中でもきちんと報告させていただき、そして特別委員会等でも熱心に御議論いただいていたところでございます。ですから、できる限りの様々な対応を我々も取って、これまで慎重に議会でも御判断をお願いしてきたということでございます。

こういうプロセスというものが、きちんと民主主義のプロセスを踏んでいるというふうに私自身考えますし、そしてまた、そのことによって、いろいろと賛否がある中でも一番市政にとってよい決断となるように、市議会の皆さんと二元代表制の下できちんと判断していくことが重要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これまでいろいろとまた反対の御意見、そして納得されていない皆さん方の御意見についても、そういう皆さん方にも丁寧に、またその疑問

に一つ一つ丁寧にお答えさせていただき、御理解いただきながら、そして真に災害に強い、あらゆる災害が起こっても十分に行政機能を継続して、そして市民の命を守っていくことができる、市民の財産を守っていくことができる市役所の体制をしっかりと構築していくために進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 いろいろ答弁していただきましたが、市民にはしっかり説明してきた、意見も聞いてきた、そしてなるべく市民の意見を聞こうと努力もしてきた、特別委員会でも話し合ってもらってきた、十分やってきたというふうに言われました。そして、納得していない方もおられるならば、その疑問に答えるというふうに、今、答弁されました。

しかし、なぜこの住民投票条例がこうやって直接請求という形で議案となってこの議場に出されているのか、市長が市民に賛否を問わなかったから、市民が大変な苦勞をして住民投票を求める直接請求をしたのではありませんか。

条例案に付された意見では、市民の皆様の付託を受けた私と自負され、74万市民のトップでありながら、市民の声を聞くこと、尊重することを否定する大西市長には、もはや住民の代表としての仕事をする資格など、私はないのではないかと思います。それが質疑を通じて感じたことです。そのことは、市民にとっても何より悲劇だと思います。

その点を指摘して、今回の質疑を終わります。

○寺本義勝議長 高本一臣議員。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 創生熊本の高本一臣です。早速質疑に入らせていただきます。

これまで私たちは、庁舎整備に関して、建て替えた場合の規模や費用など、次世代、その次の世代まで影響を及ぼす大きな事業ですので、我々は独自で協議してまいりました。例えば、2,000人アンケートを実施したり、現庁舎の耐震性能について専門家の御意見を聞く機会を設けたりと、様々な観点から真摯に議論を重ねてまいりました。

今回の直接請求では、1万8,988名の署名が集められました。私は一筆一筆に魂が込められた署名だと認識し、重く受け止めた上で質問させていただきます。

確認の意味も含めて、振り返りになりますが、有識者会議における議論の指摘など織り交ぜながら、まずは直接請求に対する市長の認識についてお尋ねいたします。

今回市長は、条例制定の直接請求の意義は理解していると言いつつ、条例の上程に当たり、議会と市民との6年以上に及ぶ熟議を顧みないもので認め難いという反対意見を付記されました。つまり、市長御自身の認識は、これまでの議会での議論や市民説明会等で市民への説明責任を果たしてきたと考えられているようです。

しかし、例えば6年以上議論したと言われてはいますが、その間、新型コロナウイルス感染症対策に注力したいとの理由で、議会での議論を実質2年間ストップされています。その間、執行部では有識者会議を立ち上げるなど、継続して検討されてきたと思います

が、市長のおっしゃった議会や市民を巻き込んで6年以上熟議してきたのは、事実と異なることを指摘させていただきます。

また、これまでの議論を振り返ると、コロナ以前は平成29年度の耐震性能調査に対する議論に対し、専門家から疑問が呈されたことで私たちの提言を受け入れていただき、令和2年度に再調査が実施されるなど、耐震性能に対する結論が見いだせてはいませんでした。

その後、コロナの影響で、議会での議論はもとより、市民への説明等も行われないうち、市長の私的諮問機関として有識者会議が設置され、その答申を踏まえて、唐突に建て替えを前提に議論を進めていくという方針を打ち出されました。

私は、本来であるならば、市庁舎の建て替えという半世紀以上の時間軸で一度あるかないかという大事業については、まず現庁舎の問題点について理解してもらい、その解決策について幾つかの案を検討し、メリット・デメリットを示した上で、議会はもとより、市民と一緒に議論し、1つの案に絞っていくプロセスが必要不可欠であると考えています。

しかしながら、今回の大西市長のやり方は、外部有識者の答申を踏まえて、建て替え前提で進められており、住民合意という最も必要不可欠なプロセスを軽んじています。このことこそが今回の住民請求に至った大きな要因であると私は考えています。

そこで、改めて市長にお伺いいたします。

市長は、今回の住民直接請求について、これまでの6年以上に及ぶ熟議を重ねてきたその過程を顧みないものと批判されております。それであれば、なぜこのような短期間で2万人近い市民の署名が集まったのか、そのことについて市長自身はどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 今回、1万9,000人余りの方が署名なされたことについては、真摯に受け止めております。この署名の数は、市民の皆様の中にも本庁舎建て替えについて様々なお考えがあり、それだけ関心をお寄せいただいていることのあらわれであると受け止めております。

本庁舎建て替えについては、令和6年第3回定例会において、設計関連予算を議決いただいております。耐震性能不足、浸水リスク、狭隘化、老朽化といった課題を解決するために建て替えが必要であり、本市の財政負担を軽減するためにも現時点行うことが最善であるという市の方針を議会にも御説明し、御承認いただいているものと考えております。

今後も市民の皆様には新庁舎整備の必要性を御理解いただけるよう、シンポジウムやワークショップ、また市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて情報提供及び意見聴取に努めてまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 市長の答弁は私の想像どおりで、やはり市民合意のプロセスをあまり

重要視しておられないという私の認識を覆すものではありませんでした。

それでは、有識者会議の議事録を改めて熟読した上でお尋ねいたします。

ここでその内容を簡単に紹介させていただきますと、まず、耐震性能分科会では、平成29年と令和2年における市の調査が適切に実施されたのか否か、そしてその結果報告が妥当であるかどうかを検証するのがミッションとされており、その検証の結果、市の調査は適切に実施されており、結果も妥当であると結論づけられております。

その際、資産マネジメントの専門家からは、建物の長寿命化という観点も非常に重要なことであるとお尋ねに、山田分科会長は、その点は分科会としての審議に入っていないと答えています。また、市の調査は妥当とされつつも、その一方で分科会長は、本庁舎は、当時としては最上級の技術で造られていると言って間違いのないとも述べられております。その後、有識者会議では、この分科会の結論を基に様々な議論が進められていますが、その中では大変重要な指摘もなされています。

まず、本庁舎に求められる防災拠点機能の議論の中で、分科会長から、分科会の議論とは別にして、防災拠点機能というのであれば、バックアップを含めて熊本市全体の防災体制を考えることが不可欠で、本庁舎にひたすら力を入れ過ぎるより全体を底上げすることの方が大事である。防災機能を本庁舎に集め過ぎるのはリスクもある。そういったことも含めて検討した方がよいとの指摘がなされています。

一方、現在ホームページで掲載されている庁舎整備に関するFAQを見ると、県のように防災センターを別途整備してはどうかという市民のお尋ねに対し、災害時には全庁挙げて災害応急業務に当たらなければならないが、現行の本庁舎では機能喪失のおそれがあるので、防災拠点として十分な対応ができないと回答しています。

有識者会議の指摘を真摯に受け止めれば、災害対策本部など発災時のコントロールタワーとなる防災センターを、例えば花畑別館跡地に建設を予定している中央区役所の上層部に整備し、市役所集中型とのメリット・デメリットを明らかにした上で比較検討すべきであります。花畑別館跡地に中央区役所と現在民間ビルを賃借している分と防災機能の整備を合築することは、面積的にも十分可能であります。

また、別の委員からは、DXやデジタル化、環境問題などの課題を含めて市役所に期待されている機能や役割について、現行の建物でやれること、建て替えた方がよいことを、どれくらいコストが違っていくのかなども整理し、市民に丁寧にその違いを示していくことも、判断する上で大切なことであると指摘されています。

しかしながら、市の方では、議会はもとより市民に対しても、残念ながら建て替え以外の案は示されずに、建て替えの必要性のみの説明に終始しています。それでは市民の理解は納得得られないのではないかと思います。

さらに、財政の専門家からは、合併推進債を活用するかどうかは、財政的なインパクトとして大きいものがあるが、合併推進債の期限があるから急いで決めてしまおうという話ではなくて、長期間にわたり町のシンボルとなるシティーホールでもあるので、建て替えにしても改修にしても、どういう庁舎を目指すべきということを市民参

画を含めて議論し、そのビジョンが形になったところでどう実現していくのか、そのプロセスは丁寧に取扱いしてほしいと発言されており、また同様に、都市計画の専門家からも、まちづくりの一環として戦略的に進めてほしい、そう考えると、民間の連携とか長期的な視点とか大事になってくる。短期的に整備することを求められているが、一旦造ると約70年にわたって長期間使うので、そういう意味では、まちづくりの全体の大きな方向性を市民の方々とも一緒になって議論していただきたいと述べられております。

しかしながら、今のところ、跡地利用を含めたまちづくりのビジョンを検討する前に、花畑別館に中央区役所を、N T Tの跡地に本庁舎を移転する案が示され、合併推進債に間に合わせるために基本計画、基本設計、実施設計までを一括発注するという極めて異例な手法で進められており、これまで述べた専門家の指摘は無視されています。

そこで、改めて市長にお尋ねします。

市長は、この有識者会議の議論や答申に対し、かなり重きを置かれているようですが、私から見ると、執行部の結論に対し、都合のいい議論や結論のみを取り上げて、市民の合意形成などに対する重要な指摘をあえて見過ごしているように思いますが、大西市長のお考えをお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 有識者会議は全7回開催され、現庁舎の建て替えの是非を含め、耐震性能の有無だけでなく、防災、財政、資産マネジメント、まちづくり等、様々な観点から本庁舎等の整備の在り方について御審議いただきてまいりました。

その議論の過程では、各委員から議員御紹介のような御発言もいただきておりまして、こうした多角的な御議論いただいた上で、それを踏まえた上で有識者会議としての意見を取りまとめたものが答申であるというふうに承知しております。

新庁舎整備に係る検討は、この答申を基に進めてきたものでありまして、議論の過程でいただいた各委員からの御発言につきましても、検討を行う上での重要な視点として参考にさせていただいております。

今後も、議会はもとより市民の皆様の御意見を広く伺いながら、防災拠点施設として必要な機能の整理や新庁舎の規模などの検討を深め、基本計画として取りまとめてまいりますとともに、新庁舎整備を契機としたまちづくりについても、庁舎周辺まちづくりプランの策定に取り組んでまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 最後に、有識者会議ではこうも述べられております。

合意形成の定義とは、反対する権利のある者が相手の意見に対して納得するというのがその意味するところであり、お互いの意見を理解し合うことが重要で、この合意形成の意味を市の方々もきちんと理解して進めていただきたいとの指摘もあっております。まさにそのとおりでということをおし添えて、私の質疑を終わらせていただきます。

す。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 傍聴席の皆さんに申し上げます。

冒頭注意したとおり、拍手、発言等はお控え願います。警備員が立っておりますので、特定した場合はその方は退席願います。どうぞ御協力をお願いします。

以上で質疑は終わりました。

これより討論を行います。

井芹栄次議員ほか7名より討論の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。

井芹栄次議員。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 日本共産党市議団の井芹栄次です。

議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」、賛成する立場から討論を行います。

まず、第1に、熊本市自治基本条例は、社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして積極的に市政、まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して自主的、自律的に進めていかなければならないもの、また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりませんと規定しています。

したがって、今回の住民投票条例は、熊本市自治基本条例の趣旨に沿うものであり、本議会で成立されるべきものであると考えます。

第2に、質疑でも明らかなように、2万人にも及ぶ署名、さらに、思いはあるが署名にいろいろな理由でたどり着けなかった人も含め、その重み、思いをしっかりと受け止めて、市民の代弁者としての役割を果たすのが議員としての責務です。私はその市民の声にしっかりと応えていきたいと思えます。本議会は、2万人もの署名の重みをしっかりと受け止めるべきものと考えます。

第3に、地域のことはそこで暮らす地域の住民が自ら決定し、自ら担っていくという地方分権の流れの中で、地方公共団体の政策決定の場面において住民参加が求められており、政策決定の場における住民参加として、潜在的な直接的な手法として住民投票があります。民主主義と住民自治の観点から、本条例はぜひ成立させるべきものです。選挙時には想定されなかった重要な課題や問題が発生することもしばしば起こりますし、今回の市庁舎の移転・建て替えの問題は、そもそも選挙の争点にもなっていませんでした。そのような場合は、住民投票こそ最も有効な手段です。

第4に、市庁舎建て替えという重要な決定に、市民は一度も賛否を問われていないことです。したがって、今回の住民投票条例が成立すれば、市民にとって初めて市庁舎建て替えの賛否が与えられることとなります。住民投票制度は、住民自治を充実させるためのものです。住民が長期的視野に立った検討をするためには、何よりも情報

提供が十分になされる必要があるし、市庁舎建て替えなどの1,000億円にもなるかもしれないような巨大な事業については、市民への説明責任も十分に果たされなければなりません。

その意味から、住民投票が成立することで、より一層情報公開を行政の説明責任が果たされ、本市の住民自治の充実につながるものと考えます。今回の住民投票を否定するのであれば、地方自治の破壊であり、地方自治制度への無理解と住民無視の対応であると言わざるを得ません。もし本条例が否決されるということになれば、熊本市政史上最大の汚点を残すこととなります。

第5に、物価高騰で市民生活が逼迫する中、市民は暮らし優先の予算の充実を求めています。意見陳述でも陳情でも多くの方が語る述べられました。質疑でも明らかにしたように、多くの市民は福祉、子育て、身近な公共施設の整備こそ求めています。この市民の声をしっかり聞いてください。予算の優先順位が違うのではないのでしょうか。

第6に、6年間も熟議したと言っていますが、熟議とは、多くの当事者が熟慮と議論を重ねながら共通認識、課題解決を目指す対話のことです。問題解決を目指す会話が市民との間で全くできていません。ですから、きちんと一度聞いてほしいというのが条例制定の署名に込められた2万人近い市民の意思です。請求代表者や陳情者もそのために汗を流してこられました。どこの部分が賛成か反対かなど一部分を取り上げて、そのことを住民投票をやらない理由として言い出せば、全ての住民投票は成り立たなくなってまいります。

第7に、市庁舎の建て替えは、文字どおり50年、100年先の将来を見据えた大事業です。短期間に拙速に決めるべき性格のものではありません。住民も参加して、10年、20年かけて議論しなければなりません。喫緊の生活困窮者への対応や子育て、福祉、医療など、市民生活に寄り添った予算確保をどうしていくのかも緊急かつ切実な課題です。これらの問題は何ら解決しないどころか、市民の意見を聞くことなしに突き進めば、熊本市は文字どおり自滅の道を進むことになると危惧されます。

最近の地元紙の投書に、なぜ2万筆近い署名が短期間で集まったのか、耐震性能、耐震性に問題ありはなぜか、合併推進債の活用もうさんくささを感じるなど素朴な疑問が述べられ、市民の声を届けるはずの市議会が市民の意思表示の機会を奪うのは不可解、こう結論づけられていました。

いま一度市民の意見を聞いて、原点に立ち返って、憲法や地方自治法の精神に立ち返って議論を尽くしていくことが必要ではありませんか。そのためにも、住民投票はどうしても必要です。住民投票を実施することでこそ、熊本市の明るい未来は開けてくることでしょう。条例制定で賛否の市民の意見を聞くことは、住民自治を前に進めることにつながります。議員各位の皆さんが、仮に市庁舎建て替えに賛成であっても、市民の声を聞くという住民自治の原則に立ち返って、本条例にぜひ賛同いただくことを求めます。

このことを強く訴えて、私の賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 古川智子議員。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 自由民主党熊本市議団の古川智子でございます。会派を代表しまして、議第1号に関する反対討論を行います。

まず、現代社会において、自らが住む町の現状に無関心であったり、課題を認識しながらも人ごととして扱ってしまう傾向がある中で、今回、多くの方々が庁舎建設、そして市政に対して変化を起こそうと行動されました。このことに関しては、心からの敬意を表したいと思います。

まず、今回提出されました住民投票条例制定を求める趣旨としては、主に3点ございました。1つ目に庁舎の耐震性能に関する疑義、2つ目に情報提供及びそのプロセスに対する不備、3つ目に財政的な疑念、このようなことから住民投票の実施を求め、署名活動が展開されておりました。

署名活動については、総務委員会において、一部不安要素を含んだ見解が示されましたが、選挙管理委員会による厳正な審査、関係法令に基づいた適正な処置を経て、今日に至っていると判断するところです。

先日の委員会における議論と、さきに述べました3点の疑義を含め、庁舎建て替えの必要性と今回の住民投票の意義の2つの観点から、反対の意見を述べさせていただきます。

庁舎建て替えの必要性については、これまで耐震性を含むリスクの問題やまちづくり、経済性、そして財政的な調査などを本会議、庁舎整備に関する特別委員会、総務委員会、また有識者会議を含めて、平成30年6月の問題提起以降6年にわたり議論を重ねてまいりました。その中で、執行部においては、緻密な検証を丁寧に市議会に提示してこられました。その結果、新しい庁舎の建設は必要であるという結論に至り、昨年9月の第3回定例会において、基本構想を基にした関連予算を賛成多数で決議いたしました。改めて、この結論に至りました理由を整理させていただきます。

1点目に、耐震性とそのリスクについてでございます。

現庁舎の耐震性については、2度の専門家の高度な調査によって、現行の耐震基準を満たしていないことが明示されております。この点に関して、いまだその調査の妥当性や信憑性を問う声が存在しておりますが、私たちは専門的知見を有しておりません。その議員や一般の市民の方々がその調査結果を否定することはできません。学識者においても、有識者会議の結論に対して見解の相違があるようなお話を一部耳にしておりますが、それを覆すほどの論拠の確認には至っていないのが現状です。

調査結果を軽視することは、国内の耐震性能調査そのものを否定することになりかねません。単に建物の見かけには変化がないから、熊本地震にも耐えたので次も大丈夫だなどという希望的観測で判断することは大変無責任な判断であり、その誤った判断により、我々が市民の加害者になり得る、その可能性があるということを重く受け

止めておかなければなりません。

私たち公職にある者は、平常時から防災・減災対策を怠りなく実施し、災害発生時には迅速に任務を遂行する責任を担っております。市長並びに執行部とともに、その責務の重たさを認識し、市民の生命と財産を守るという第一義の下に、誠実に議論を重ねてまいりました。耐震性能については、調査結果を否定すべきではないということ強調させていただきます。

次に、現庁舎は、昭和56年の竣工以来、一度も大規模な改修を行わないまま44年がたとうとしています。アスベストが多く使われている庁舎であることと電気系統機器が地下2階にあるということも問題視すべきです。アスベスト除去が必要であるのは当然ながら、ハザードマップ上、河川氾濫時、浸水想定地域になっているため、一たび浸水すると電気系統は壊滅的になり、庁舎全体が機能不全に陥ることが予想されています。市民の皆様には、市庁舎が災害対策本部としての機能を果たすために、早急なリスク回避が重要であることを御理解いただければと思います。

2点目に、どちらが財政的に負担が少ないかという観点です。

結論から申し上げますと、庁舎を新しく建設するよりも、改修のみを実施して庁舎を使い続ける方が、財政負担がはるかに大きくなってしまいます。また、執務室の不足解消のために、庁舎周辺の民間ビルを年間約2億円で借りている状況を今後も続けざるを得ないということを含めると、設備のみ改修して今後30年使い続けた場合の概算事業費は、約350億円と試算されています。

一方で、移転・建て替えの場合、概算事業費は約616億円プラスアルファですが、合併推進債の活用で国からの多額な補助が得られることと、現庁舎跡地の活用による収益を考慮すると、実質的な市の財政負担は約255億円です。つまり、庁舎を移転し、建て替えるという選択をすることで、財政負担を約100億円軽くできるのです。

もう一つ加えさせていただくと、仮に建て替えを見送って改修のみを選択したとしても、耐用年数の関係から、改修完了の10年後には庁舎建設を再び検討して、10年後、15年後以降には、また建設に着手しなければならない時期が必ず迫ってまいります。しかし、その頃は、有益な合併推進債が活用できる可能性は皆無に等しいと言えるでしょう。

これら財政負担の情報を含んだ基本構想も、市長、執行部とともに市のホームページなどで公開し、広く市民が認知できるように努めてこられたと認識しております。

なお、概算事業費用で示されているプラスアルファについてあえて言及させていただくと、物価の変動はその時折の経済状態に左右されることでもあるため、俯瞰したマクロ的な視点での考察も必要であると考えています。物価変動は、当然ながら税金にも関連してまいりますので、一概に不安要素としてのみ捉えるのは、適切とは言えないものがあります。

実際に実質GDPが低調期であるにもかかわらず、国家の税金が過去最大規模に達している現状の要因を考えると、物価上昇に対しては幅広い見識を持って考察すべき

であるということも申し上げておきます。

庁舎建て替えの判断は、6年物熟議と検証を経て、市民の安全と財政的な持続可能性を最優先に考慮し、最善の決断であり、市民の利益につながる選択であることを御理解いただきたいと思います。

次に、住民投票の意義について述べさせていただきます。

実際に住民投票の実施を想定した場合には、先日の委員会でも疑問や疑念が生じたように、様々な課題が浮き彫りとなっています。課題を3点挙げさせていただきます。まずは、投票率と投票の質の担保の課題です。

住民投票の前提条件として、事業内容のメリットとデメリットを市民の皆様これまで以上に広く周知し、理解していただく必要があります。しかし、多くの市民の方々にこの投票の意味と多角的に情報を理解していただくことが、現実に限られた少ない時間の中で本当に可能であるかという疑問が大きく残ります。

また、今回は熊本市民の意思を反映させる目的での住民投票ですが、実際に投票率の何%を満たすことが市民の意思である、これを立証できるのかは、市長の意見のとおり、私たちも判断が非常に難しい状況です。さらに、庁舎建て替えについて賛成か反対か、この2者選択の投票方法は、その対象が総論か各論かという点も含めて、本質的な民意が見えない投票になってしまう可能性があります。

2点目に、投票所、マンパワー、費用、いわゆる費用対効果の問題です。

市長選と同様の選挙方法を想定すると、市内150か所にも上る当日の投票所の確保と期日前投票所となる29の施設の確保、加えて投票事務として期日前投票含め述べ3,150名、開票事務に560名、さらに住民投票に要する経費は2億4,000万円、庁舎建設の必要性を導き出した根拠に対比させて鑑み、多くの人員と財政を投じてまでも今回の住民投票は本当に市民の利益につながるのかという疑念の払拭が極めて難しいと感じるところです。

3点目に、住民投票の運動を通じて住民の輪が損なわれる可能性も否めない点です。

委員会でも指摘がありましたように、過去の住民投票を実施した地域においては、住民投票に不要な気遣いや無用な争いが生じた事例や文献を、先輩議員の体験からも確認しております。庁舎建設に関連する報道が先行する中で、SNSなどその書き込みに至っては、冷静な見解よりも互いの意見が感情論になる様相が浮き彫りとなり、大変危惧するところがあります。

今回示されている条例案の第14条では、投票運動は自由とするとの原則がありますが、現実的な問題として、さきに述べたように、倫理観の喪失につながるような機運が住民投票の運動中に醸成されることも懸念事項です。住民同士の輪が損なわれる事態を避け、今後の審議も議会が責任を持って担うべきではないかと考えるところです。

以上のとおり、住民投票そのものの意義を鑑みても、市民の意思が十分に反映される住民投票とは言い難く、投票自体が不完全な手段になってしまう可能性が高いため、今回の住民投票は妥当ではないと言わざるを得ません。

庁舎建て替えの必要性和住民投票の意義の2つの観点から、条例案への反対の立場を述べましたが、ここでもう一点、市民を含む経済界からの庁舎建設に対する声と経済効果にも触れさせていただきます。

県内への経済波及効果に関しては、庁舎建て替えを機に中心市街地の一体的な再開発が進んだ場合、約4,000億円に上るとの試算を昨年、肥後銀行が公表されています。昨年度の熊本経済同友会が本市へ向けた提言の中にも、庁舎建て替えは市民の安全性と利便性、持続可能な行政運営だけではなく、経済効果やにぎわい創出の実現に向けて必要不可欠であることから、着実かつ早急な取組を求めてこられました。

そして、先日の5日、熊本商工会議所と熊本経済同友会の合同祝賀会にて、久我会頭の御挨拶の中で、熊本市中心市街地の今後の盛衰にも直結する、新しい熊本の在り方を一緒に検討したいとの御挨拶がありました。中心商店街や商工業者をはじめとした経済界からの期待も大きいと感じています。

今回は、基本構想に示されているあらゆる災害に対応できる庁舎、市民が利用しやすく質の高い行政サービスが提供できる庁舎、町のにぎわいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎、この実現と現庁舎跡地の有効な利活用の点について、市民の皆様と情報を共有し、検証や議論を展開し、前へ進めていくべきだと考えます。

以上、建て替えが必要であることと今回の住民投票における課題払拭の困難さを申し上げ、条例案に対する反対の討論とさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、御理解を賜りますようお願いいたします。

○寺本義勝議長 上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」、賛成討論を行います。

2009年6月、熊本市で初めての直接請求による市立産院廃止条例の廃止を求める条例案が本議会に提案されました。あれから15年を経て、今回2度目の直接請求による市庁舎建設の賛否を問う住民投票条例案が提出されています。政令市の移行により、請求代表者は市全域で署名収集ができるものの、受任者は居住区内での署名収集しかできず、しかも生年月日を書かねばならないなど署名へのハードルは高く、2か月という限られた期間に2万人を超える署名収集の苦労は並大抵ではありませんでした。夏のさなか、8月28日から始まった署名活動で、足を棒にして地域を回り、時には断られながら、額に汗して集められた署名は、まさに市民の汗と努力の結晶と言えるものです。

そして、2万人の署名の後ろには、期間内に声のかからなかった人、署名する機会の得られなかった人、趣旨に賛同するものの生年月日の記入などに躊躇してしまった人など、市民の声を聞いてほしいと願う多くの市民がいることを忘れてはなりません。

ところが、直接請求の手続に沿って議会へ提案された住民投票条例には、驚くよう

な市長の反対意見がつけられていました。住民投票は6年以上に及ぶ熟議を顧みないものであり認め難いという住民投票を真っ向から否定する市長の意見、市長の姿勢は、憲法や地方自治法、本市自治基本条例に規定された住民の権利である直接請求と住民自治を否定するものとして、絶対に認められません。

私は、市長の言う6年間の熟議に議会の立場から関わってきましたが、市民から見れば到底熟議とは言えないものだったと思います。質疑で指摘しましたように、市民アンケートには、建て替えが必要かの問いは最初から最後までなく、市民説明会、「市長とドンドン語ろう！」では参加者の疑問には答えず、1分間ですと発言を制限し、どの問題でも市民の疑問に真摯に答えるものでなかったことは、参加した人なら誰でもが知っています。

建て替えの根拠であった耐震性能不足の問題では、有識者会議、耐震性能分科会が非公開になったことで市民の疑問はますます深まりました。東大教授を筆頭にした耐震性能分科会の専門家集団が、客観的かつ科学的事実に基づき行うべき検証をなぜ非公開でこそこそとしなければならなかったのか、いまだもって理解できません。

市長が任命した耐震性能分科会委員は、地中連続壁などの不確定な要素を排除した解析を妥当と結論づけましたが、耐震性能分科会の結論や有識者会議の答申が出された後も、熊本の建築構造の第一人者である熊大名誉教授の三井宜之氏は、日本建築センターの一般評定を受けた大林組のOWS・SOLE TANSHE工法を採用した地下連続壁の存在によって、現庁舎が十分な耐震性能を有しているとの見解を示され続けてきました。

このように、専門家の意見は全く分かれているにもかかわらず、根拠も示されていない耐震性能の不足がまことしやかに市民に伝えられました。そもそも有識者会議のメンバーが発足の半年前に市長の意見聴取を受け、市長の意に沿うというお墨つきをもらった人たちだった点も、予断を持たずに検証されたのか疑問です。加えて、耐震分科会の検証には、市職員と耐震評価を行った安井設計、山下設計の担当者が同席したことを考えれば、客観的検証になり得ていたのか、ますます疑問です。

そういう中で出された職員からの内部通報は、市民の疑問をも代弁するかのようでした。内部通報はうやむやにされましたが、市民だけでなく市政の内情を知る市職員までもが庁舎建て替えに疑問を持っていることが明らかとなりました。

財政面でも、市長は桜町再開発と熊本城ホール、そして市長宅の庭のような辛島公園、花畑広場等整備も含めれば、約500億円という市政史上最大の開発事業を行って、市の借金も市政史上最高レベルの約5,000億円です。一方で、貯金となる財政調整基金は借金の100分の1の50億円、税収は政令市で最下位です。こんないびつで厳しい財政状況で616億円にプラスアルファがつき、1,000億円もかかるのではと懸念される市役所建て替えを進めれば、市の財政はどうなるでしょうか。

質疑で指摘しましたように、合併推進債活用の問題では、あたかも事業費が節約できるかのような空論が振りまかれています。合併推進債は補助金ではなく借金であ

り、多額の将来負担を残すだけです。

また、他都市に比べて庁舎整備の負担が大きいという問題も、市長は条件が違うので比べられないと答弁されましたが、例示した岡山市、千葉市、川崎市と熊本市が内容で大きく違うのは、土地代のあるなしです。本市と違って3つの市は、現地あるいは市の土地に建てており、土地代が不要でした。必要な事業費を財政規模に対する負担という観点で比較するなら、616億円の事業費は他の政令市の2倍、3倍の負担になるという私の指摘は、そのとおりです。さらにプラスアルファがつけられていることで、1,000億円規模にも増えるのではないかとの懸念もありますが、熊本市が桜町への移転・建て替えで土地代70億円を負担することも、財政負担がさらに増える問題として看過できません。

しかも、桜町NTT跡地の用地交渉は決着しておらず、特別委員会で報告されたように、来年度行う不動産鑑定によって土地代が大きく増えることも予想されます。財政の体力も考慮せず、事業費があえて増えるやり方を選択したことも、市民にとっては財政の大きな不安です。

また、質疑した財政の中期見通しでは、今後影響する調査建設費を反映して投資的経費が増えていきます。ところが、急速に進む少子高齢化の下、本来ならば自然増となるべき社会保障費、扶助費が減っていく見通しです。市長は子育てに力を入れていると機会を捉えて発言されていますが、財政の実態を見通しから見るならば、福祉分野の仕事である子育て支援は極めて貧困です。

その顕著な事例が、今や県下で唯一自己負担を求め、名実ともに県下最悪の制度となったこども医療費助成制度です。増え続ける投資的経費の裏では、福祉、暮らしを支える扶助費が減額され、住民の福祉向上という地方自治体の目的を逸脱した財政運用が進められていきます。そして、増える借金を背負っていくのは、私たちのこどもたちや孫たちです。庁舎の借金返済が完了する今から30年以上先まで、市長は市の財政に責任を負うことができるのですか。

でたらめな熟議で忘れてならないのは、市役所現庁舎が豪雨によって6メートル浸水するという説明で、現在白川の緑の区間の整備がほぼ完成し、右岸には矢板の入った立派な堤防がありながら、堤防がなかったときに発生した北部九州豪雨災害によって白川が溢水したときの浸水図を庁舎特別委員会に説明資料として出したことです。実態と違う資料は判断をゆがめると、私は資料の差し替えを求めたものの、これしかないの一点張りで、実態に反する6メートルの浸水を言い張ったのには、開いた口が塞がりませんでした。移転・建て替えのためならば、うその資料でも議会の委員会に出す、こんな市のでたらめが公の事業でまかり通っているのでしょうか。

質疑やこれまで述べてきた意見を通して、市長の言う熟議がいかにてたらめなものか、市民に説明と言いながら市民の意見に全く耳を貸さず、一方的に建て替えありきを押しつけてきた6年間であったか、その大もとには、市民が疑問に思った一つ一つの点に対し、市長が市民の理解、納得に至る説明を行ってこなかったという重大な問

題があります。以上のように、熟議をしてきたから住民投票は必要ないという市長の意見には、一遍の道理ありません。

今回提案されております住民投票条例案では、第13条に情報の提供があり、市長は、市民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならないと規定しており、単純に投票用紙にマル・バツをつけるというものではありません。市民が求める真に公平で客観的な情報提供と一体のものであります。だからこそ住民投票をしなければならないのです。

市長は条例案への意見で、住民投票の投票率が著しく低い場合は、その結果が市民の意思を十分に反映しているとは言えないと述べられていましたが、それは住民投票に向き合う市長の姿勢が根本的に間違っていることを表明するものです。市民に情報をしっかりと提供し、投票に足を運んでもらう責任こそしっかりと果たすべきが市長ではないでしょうか。

さらに言うならば、市民が提出した条例案の不備をあげつらって、この条例案には問題があると言っている市長は、法制の専門家ではない市民が他都市の例などを参考にしながら一生懸命つくった条例案にけちをつけるものでしかなく、何と了見の狭いことかと、この点でも74万市民のトップとしての器が問われているのではないのでしょうか。

総務委員会では、住民投票に大義が見いだせないとの発言もありましたが、大義を重要な意義と解釈するならば、今回議案となった住民投票条例案は、憲法や地方自治法、本市の自治基本条例に規定された直接請求、住民に法で保障された権利の行使として提案に至ったものであり、それだけで十分な大義です。

私たち議員は選挙によって選ばれ、住民の代弁者としてこの議場に参集しています。法律によって住民に付与された権利をしかるべき手続を踏んで住民が行使しようとするとき、私たちに反対する理由などどこにあるのでしょうか。特に直接請求による住民投票の規定は国にはなく、地方自治体だけに住民自治を保障する制度として存在しています。その重要性を認識するならば、なおのこと2万人という法定数をはるかに超える民意にこたえて、条例制定を応援するべきです。憲法、地方自治法に規定された、そして本市自治基本条例にも規定されております直接請求による住民投票を求める市民の意思に背を向け、条例案に反対することこそ、何の大義もなく、法と民意を踏みにじるものです。

議員各位におかれましては、私たちが市民に選ばれた市民の代表であることをいま一度確認して、庁舎建設の賛否を問う住民投票条例案にどうか御賛同いただきますように心からお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○寺本義勝議長 澤田昌作議員。

〔41番 澤田昌作議員 登壇〕

○澤田昌作議員 熊本市新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について、熊本自由民主党市議団を代表し、反対の立場で討論を行います。

14日から始まった今議会において、市長からは、住民投票条例の規定に関し反対する理由が述べられました。一方、署名活動に御尽力された代表者の方々からは、住民投票実施の必要性に関する意見陳述をお伺いしたところでございます。また、私自身は総務委員会の委員として、住民投票実施の是非を判断するに当たって重要と思われる点を何点か質問し、また意見も述べさせていただきました。

住民投票制度そのものを否定するつもりは全くございませんが、それを意義あるものとして実施するためには、幾つか前提条件が必要でないかと考えております。例えば、市民生活に重大な影響を及ぼす事案であって、かつ、今回で言えば庁舎建て替えの是非について民意が二分し、市政が混乱しているような状況にある場合などが考えられますが、現在本市の状況がこのような状況にあるとは考えておりません。

また、私自身が先日総務委員会において改めて執行部に確認したところでございますが、庁舎建て替えに関しては、今後数年間まだまだ議論が続いていきます。最終的には建設工事案を採決するときまで議論の余地は残されております。つまり、現時点で既に庁舎建設について議論が終了したわけではございません。

最後になりますが、多くの市民の皆様の署名が集まったことについて、我が会派としても非常に重く受け止めておるところでございます。しかしながら、これまで述べてきた点を総合的に勘案すれば、この状況でこの時期に住民投票を実施せざるを得ないという状況には至っていないというのが我が会派としての結論でございます。

なお、昨年夏に議員有志一同で実施した市民アンケートの結果からは、本市が市民の声に耳を傾けたかという疑問に対し、肯定的回答と否定回答が拮抗しておりました。また、庁舎建て替えの必要性については、いまだ多くの市民に伝わっていない点があるというふうに思いますので、市長はじめ執行部におかれましては、あらゆる機会を通じて引き続き丁寧な説明と市民の声を聞く姿勢をお願いいたしまして、我が会派としての反対の討論といたします。

○寺本義勝議長 松川善範議員。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 創生熊本の松川善範でございます。

私どもの会派は、市庁舎問題に関しましては、熊本市の基本構想等に関する様々な議論を踏まえ、会派独自で調査研究を通して市民目線での検討を重ねてまいりました。本日は、その検討を踏まえて、「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、市民参加の重要性についてです。具体的には、今回の新庁舎建設のような重要な課題において、市民の意見を直接反映させる仕組みを導入する意義についてであります。

熊本市役所は市民全体の財産であり、その建設や運用に関する決定は市民生活や財政に長期的な影響を及ぼします。このような重要な意思決定において、市民の声をしっかり聞くことは民主主義の基本であり、行政への信頼を高める重要なプロセスです。

住民投票は、市民が自身の意見を直接表明する貴重な機会を提供します。

市長は意見の中で、熊本市役所の新庁舎建設について単に賛否を問う住民投票を行うことは、この6年以上にも及び熟議を顧みないものであり、認め難いものであると述べられていますが、有識者会議の答申では、市民の合意形成についての冒頭で、行政機関としての意思決定のプロセスの各段階において、その段階における客観的な情報を適切に提供しながら、市民説明会、ワークショップ、アンケート、検討委員会等といった市民との意見聴取、合意形成等のプロセスを戦略的に進めることが求められるとされており、さらに、意見聴取、合意形成の対象は、市民やその代表たる市議会議員はもとより、本庁舎で働く熊本市職員や経済界等の関係団体をも幅広く含めることとし、その意見を整備に反映させていくことも求められるとされています。

その背景としては、第6回有識者会議において、市民の合意形成についての議論がなされており、その際に市から出された資料では、合意形成の手法が整理されています。議事録を拝見しますと、事務局より熊本市自治基本条例におきまして、住民の意思を把握する手法としましては、住民の皆様からの請求に基づく住民投票制度についても定められているところでありますと説明されており、資料にも明記されています。このことも含めた有識者会議があつて取りまとめられた答申であります。

市長は、この有識者会議の答申を重く受け止めて、建て替えの方針を出された経緯がございます。したがって、住民投票制度は当然守られるべき制度であり、今回の住民投票は実施されるべきであります。6年以上の熟議を顧みないではなく、熟議を踏まえた約2万筆の署名であることを申し添えておきます。

2つ目に、建設計画への透明性の確保についてであります。新庁舎建設に関する議論では、費用、規模、機能、建設地、まちづくりなど、様々な課題において活発な議論がなされてきました。こうした課題に対し、なぜ事業費約616億円プラスアルファ、実質負担約255億円プラスアルファという巨額な費用を投じて建て替えが必要なのか、なぜ行政サービスのDXが推進され、リモートワークも進展する中、広大な執務室スペースが必要なのか、なぜ今後ますます少子高齢化が進む中、各区役所ではなく本庁舎整備なのかなどの全ての情報が客観的に適切に提供され、多くの市民の皆様に関心を持っていただく中で住民投票を実施することは、市民に計画内容やその背景を改めて周知し、加えてメリット・デメリットを明確に示して透明性を確保する機会となると考えます。そうした透明性が確保されることで、市民は納得感を持ち、市政への信頼を継続的に寄せることができるものと考えます。

3つ目に、将来世代への責任についてであります。新庁舎建設は一時的なプロジェクトではなく、数十年先、有識者会議では100年との発言もあつておりました。熊本市を支える重要なインフラとなります。現世代だけでなく、人口減少が想定される将来世代にとっても負担や利益が伴うため、住民投票を通じて多くの市民の意見を反映させることが求められると考えます。このことにより、今後の熊本市の持続可能な発展に向けた住民主体の責任ある決定が可能となると考えます。

最後に、市民と行政の信頼関係の強化についてであります。住民投票制度は、市民と行政の間に双方向の信頼関係を築ききっかけにもなると考えております。市民が意見を表明する場が確保されることで、行政が市民の声を真摯に受け止めているという姿勢を示すことができます。

私どもが独自に実施した市民アンケートでは、市が方針を決める際、市民の声に耳を傾けたかと聞いたところ、傾けなかったと思う、あまり耳を傾けなかったと思うが53%という結果でした。住民投票により、自治基本条例の前文にある市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政、まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して自主的、自律的に進めていかなければならないとした今日の地方自治が一層推進されると考えます。

以上の理由から、私は新庁舎建設に関する住民投票条例の制定に賛成します。この条例は、市民の声を行政に反映させるだけでなく、市民と行政の間に信頼と協力を築く重要な一歩になると考えます。

熊本市が今後も市民にとって魅力的で持続可能な町であり続けるために、議員各位におかれましては、御賛同していただきますことをお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。御静聴ありがとうございました。

○寺本義勝議長 西岡誠也議員。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 市民連合の西岡誠也でございます。

住民投票条例に関して、私もずっと庁舎建設特別委員会のメンバーとして参加しておりました。令和元年5月からスタートいたしておりますけれども、この間、31回議論してまいりました。数えたところ31回ございました。その間、いろいろな角度から議論させていただきました。

そして、この庁舎については、昭和56年、私は昭和48年に市役所に入庁しておりましたから、この建設のときも在職いたしておりました。そして、その間ずっと見てみますと、飽託4町の合併がございまして、合併の後、民間ビルに、入り切らないから入りました。そして今現在、民間ビル3つ借りておりますけれども、毎年1億6,000万円、多いときは2億円近く支払いを進めてきております。これが今の現状でございます。

さらには、今現在の庁舎、国土交通省が示している1人当たりの面積7.7平方メートルでございますけれども、今現在市役所が5.4平米、1、2階にあっては4.1平米なんです。今、政令市で新たに庁舎を造ったところを調べますと、7.8から8.3平米確保してあります。その半分以下です。それで今現在、1、2階は仕事されております。

それで、私も全職場を年に4回ぐらい回りましたから、見てみますと、机の後ろ、通れないんですね。これが実態。それから、2階の方から見ていただくと、机と机があっても後ろに引けないものだから、互い違いにしてあるというのが今の市役所の実態なんです。ですから、そういう意味では、今、本庁舎に2,200人おります。

貸しビルに四百三十数名おります。仮に国が示している7.7平米を確保するためには、2,200人を1,600人に減らさなければいかんと。あと600人は貸しビルに入らなければいかんと。そういうことを考えてみますと、これから例えば30年間それを続けるということになると、莫大な金額、180億円ぐらいかかるというのが計算上出てくるんです。ですから、そういう意味では、新庁舎駄目だと、この庁舎を使い続けるということであれば、その辺の覚悟が必要だというふうに思います。

それからもう一つは、この庁舎は長くなっておりますから、かなり老朽化が進んでおりますので、今日も指摘がありましたように、アスベストがあります。仮にこの庁舎を使い続けるためには、大規模改修が必要になっていきます。これは、水道、ガス、それから電気系統、それから空調、こういうことを工事するためには、アスベストの除去が必要になってきます。アスベストを除去するためには、そこを密閉して、そして特殊なフィルターをつけて、そして工事するということになりますから、例えば工事する場合、3フロアずつ分けて工事しなければならないと。この3フロアの職員が別の民間の貸しビルに入ってもらおうと。終わったら次の3階ということで工事していきますから、約8年かかるというふうに言われております。

そうしますと、この庁舎の耐用年数、大体70年と言われておりますけれども、それが完成した後、20年ということになりますから、次の庁舎の建設にかからなければいかんということに実はなってくるわけでありますから、その辺を、先ほど古川議員もおっしゃいましたけれども、建て替えるなら616億円、合併推進債とこの土地を売った場合には133億円、引き算しますと255億円という数字になりますけれども、例えばここの庁舎を使い続けるためには、大規模改修が187億円、そして貸しビル代が入ってきます。ですから実質的には359億円かかるということになるわけです。

特別委員会で議論する中で、花畑別館を造れば貸しビル代がそのように要らんでもないかという意見もありましたから、それも試算してみますと、355億円ということですから、庁舎を建てた場合の実質的な熊本市の負担としては、建て替えた場合が255億円、それから貸しビルに入った場合は359億円、花畑別館を造った場合は355億円ですから、いずれにしても、この庁舎を使い続けることによって、100億円ぐらい建て替えた方が安く上がるという試算が、これは基本構想の中でも示されております。

そういう議論をずっとやってきて、そして基本構想がまとまって、そして昨年9月、設計監理の予算が通過したということをございますので、その辺をやはり重く受け止める必要があると。私は、これでこの庁舎の問題は一旦区切りがついたのかなというふうに思いましたけれども、その後、署名が集まって、住民投票条例が提案されるということをございます。

ですから、住民投票については、当然これは認めるわけでありますけれども、時期の問題ですね。議論する過程の中でそれが出ていけば、それも参考にしながら、やはり最終的には議会で決定するということになりますけれども、今現在こういうふうに進んできて、この段階で住民投票というのは、やはり混乱が生じるのではないかとい

うふうに私は思っておりますので、そういう意味では、今回の条例については反対せざるを得ないというふうに考えております。

私の方からの発言は以上でございます。

○寺本義勝議長 菊地渚沙議員。

〔5番 菊地渚沙議員 登壇〕

○菊地渚沙議員 無所属の菊地渚沙と申します。

討論の機会をいただきましてありがとうございます。本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

私たち議会は先般、この案件について議決を行いました。しかし、その後、多くの市民の方から住民投票を求める声が寄せられ、法定数を超える署名が集まったことを私たち議員は真摯に受け止めなくてはなりません。

私は、合併推進債を活用した移転建設と大規模改修の費用を比較して、市民の利益と民意の反映を軸に総合的に判断し、昨年9月の補正予算に賛成いたしました。が、本案件のような将来にわたって市民生活に重大な影響を及ぼす政策については、より広く市民の意思を確認する必要があると考えます。

私たち議員は、確かに市民の代表として選ばれ、条例の制定や改廃、予算の審議など政策判断を付託されておりますが、それは市民の意思決定権を完全に代替するものではないと考えます。住民投票条例の制定は、議会の決定に対して市民が異なる意見を持つ場合や、議会の審議が市民の意向を適切に反映していないと考えられる際の是正手段として機能するものです。住民投票は、住民の直接参加を通じた意思決定を可能にし、議会審議における民意の反映を促進する効果が期待されます。

熊本市自治基本条例第38条第2項には、市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができますとあり、市民の皆様から請求される前に、市議会として住民投票をするか否かもっと議論できたはず。住民投票の実施は議会制民主主義を否定するものではなく、むしろ補完し、より確かなものにする手段として捉えるべきではないでしょうか。

昨年8月に市議会議員18名で実施したインターネットによるアンケート調査では、新庁舎建設に賛成が反対を上回るものの、回答を留意している層が約4割を占め、そのほかにも費用の認知度が低いこと、市の姿勢も不十分であることが明らかとなりました。本案の提案理由説明の中で市長は、議会での6年以上に及ぶ熟議を顧みないもので認め難いと述べられておりましたが、前回の市長選では、新庁舎建設は選挙の争点になっておらず、6年に及ぶ議論の中で一度も市民に直接賛否を問う機会がなかったことこそが、議論が長期化した一因だと考えます。

2万筆に上る署名、14日の本会議場での代表者5名による陳述、総務委員会前の陳情説明、そして、これまでも本庁舎の在り方について陳情に来られた多くの市民の方々の切実な声を聞き、議員の皆様はどのようにお感じになられたでしょうか。私は、

市民の皆様の切実な思いに応えるべき立場でありながら、その期待と信頼に応えることができず、恥ずかしいと思いました。

新庁舎建設は熊本市の未来を左右する重要案件です。公正公平な情報提供の下、市民の皆様の意思を確認することが我々議会人の責務であると考えます。

以上の理由により、私は住民投票条例案に賛成いたします。

○寺本義勝議長 井本正広議員。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 公明党熊本市議団の井本正弘です。

本日は、「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」、会派を代表して反対の討論を行います。

まず、市民団体の皆様が約2万筆の署名を集められたことについて、心より敬意を表します。この行動は、市民の皆様が熊本市の未来を真剣に考え、責任を持って声を上げられた結果であり、その重みを深く受け止めております。

私たち公明党は、常に市民の目線に立ち、市民一人一人の声を政策に反映させることを使命としております。そのため、本日の討論も市民の皆様の生活や未来を真剣に考え抜いた結果としてお伝えいたします。

現在の熊本市役所本庁舎は、老朽化が進み、現行の建築基準法が定める耐震性能を満たしていないことが調査で明らかになっております。有識者会議からも防災拠点としての機能を果たせないリスクがある、現庁舎の耐震改修の実現性は低いとの答申が示されております。また、現庁舎が敷地が狭隘で、来庁者の待合スペースや職員の作業空間も十分とは言えません。さらには、周辺の民間ビルを賃借する現状が続いており、行政運営の効率性にも課題があります。

さらに注目すべきは、合併推進債の活用です。これは熊本市にとって大変有利な財源であり、活用期限が迫る中でこの機会を逃すことは、将来に大きな負担を残す可能性があります。庁舎建て替えは単なる建物の更新ではありません。それは熊本市の未来を築くための基盤であり、災害に強いまちづくり、効率的な行政運営、市民サービスの向上、さらには現庁舎跡地の活用によるまちづくりの推進といった多くの可能性を秘めています。この建て替えは、次世代の熊本市民への責任を果たすものであります。現世代の負担だけではなく、長期的な視野で市民全体の利益となることを目指しております。

一方で、住民投票の実施については、慎重に考える必要があります。住民投票は市民の意思を直接的に反映する手段ではありますが、その一方で、二極化を招き、市民間の対立を生む可能性も否定できません。また、今回の条例案には幾つかの不備が見られます。投票成立要件の欠如であります。条例案には、投票率や成立要件が明記されておらず、低い投票率で結果が出た場合、その正当性が疑問視される可能性があります。そして、規則、委任の問題であります。条例案第10条では、公職選挙法等に基づく手続を規則で定めるとされておりますが、地方自治法上では規則で定められない

事項が含まれる可能性があり、不適切であると言えます。

私たちは、住民投票の意義を否定するものではありません。昨年、市議会議員の一部の方々が実施したアンケートでは、市が市民の声に耳を傾けたと思うかの質問に対して、耳を傾けなかった、あまり傾けなかったが合わせて53%でありました。こういった声にも真摯に耳を傾けながら、熊本市の未来を市民の皆様とともに築いていくとともに、市民の皆様にとって分かりやすく丁寧に情報を提供し、合意形成を図ることが必要であります。

熊本市役所の建て替えは、熊本市の未来にとって大きな転換期であります。この事業が市民全体の利益をもたらすものであることを信じております。今後も市民の皆様のだんげな説明を行い、納得を得る努力を続けるよう行政に求めつつ、私たちも責任を果たしてまいります。

以上の理由により、この条例案に反対することを表明いたします。

○寺本義勝議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対する総務委員会の決定は「否決」となっております。

よって、原案について採決いたします。

本案を可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立少数。

よって、本案は否決されました。

○寺本義勝議長 以上で第1回臨時会の議事は全部終了いたしました。

○寺本義勝議長 では、これをもって第1回臨時会を閉会いたします。

午後 0時06分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和7年1月17日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大 寫澄雄
3番	村上 磨	4番	瀨尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲也	18番	吉田健一
19番	齊藤 博	20番	田島幸治
21番	日隈 忍	22番	山本浩之
23番	北川 哉	24番	平江 透
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高木一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	澤田昌作
43番	満永寿博	44番	紫垣正仁
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

25番 吉村健治

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	津 田 善 幸	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	早 野 貴 志	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	秋 山 義 典	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	井 芹 和 哉	上下水道事業者 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	吉 住 和 征

職務のため出席した議会議局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦